

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成25年1月7日（月）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 小坂茂之（さいたま地方裁判所第4刑事部判事）

裁判官 佐々木直人（さいたま地方裁判所第4刑事部部総括判事）

検察官 干川亜紀（さいたま地方検察庁公判部検察官）

弁護士 長沼正敏（埼玉弁護士会所属）

（編集者注：裁判員経験者1番は、当日欠席のため欠番とした。）

裁判員経験者2番 70代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 女性（以下「4番」と略記）

（編集者注：裁判員経験者5番は、当日欠席のため欠番とした。）

（編集者注：裁判員経験者6番は、当日欠席のため欠番とした。）

（編集者注：裁判員経験者7番は、当日欠席のため欠番とした。）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

それでは、裁判員経験者等意見交換会を始めさせていただきたいと思います。改めまして、私は本日司会を務めます裁判官の小坂と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。裁判官は、基本的に裁判長と中堅裁判官と若手裁判官3名でチームを組んで仕事をしております。さいたま地方裁判所には刑事事件を担当するチームが5つございまして、このチームのことを部というふうに呼んでおります。私は、そのうち4番目の第四刑事部の中堅裁判官を務めております。それと、私個人のことを若干御紹介いたしますと、私はさいたま地方裁判所には一昨年の平成23年4月に着任いたしまして、それから初めて裁判員裁判を担当することになりました。これまで、大体20件程度の裁判員裁判を担当してまいりました。たまたまですが、その中の1件がきょう来られている3番さんが担当された事件ということになっております。きょうの意見交換会では、特に性犯罪事件を担当された裁判員経験者の方々にお集まりいただきまして、経験者の方々と裁判官、検察官、弁護士の裁判員裁判にかかわる法律家の間で裁判員裁判について思うところを出し合いまして、裁判員裁判をよりよいものにしていくにはどうしたらいいかということを探っていかなければいいなというふうに思っております。裁判員裁判につきましては、施行から3年が経過しておりますが、4年目に入っておりますと、かなりの件数が全国的に積み重ねられておりまして、全般的に見ると、それなりにうまくいっているんではないかという見方も十分されているところではあるんですが、ただ実際運用している我々からしますと、率直に言ってまだまだ試行錯誤の部分がかなり残っているのかなとも同時に感じております。我々自身も、それぞれ個々の事件の経験を踏まえていろいろ改善を重ねていっているところではありますが、今回一般国民の代表として、実際に裁判員裁判を経験された皆さんのが生の感覚、御意見などを伺うことが裁判員裁判を今後さらによくする有益な材料ということになると思います。本日は年明け早々という時期でお集まりいただきまして大変恐縮ではあるんですが、率直な御意見をお聞かせいただければというふうに思っておりますので、どうぞよろし

くお願いいいたします。本日は、法律家のほうからも代表で3名が参加しておりますので、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。まず、さいたま地方検察庁で裁判員裁判を担当している検察官ということで干川検察官、自己紹介を簡単にお願いいたします。

干川検察官

検察官、干川と申します。ここの裁判員裁判は、昨年の5月から担当しておりますんで、皆様とはお会いしておりませんが、裁判員裁判自体は東京で経験し、またここで経験をしているというところであります。さいたま地検では、裁判員裁判の担当者というのは、今4名プラスアルファくらいで、あとサブで若い検事と、恐らく皆様のときも2人でやっていたかと思います。検察官にとっても、ちょっと特に性犯罪に関しては被害者対応という面もありますし、その被害者対応した上でこの裁判員裁判、どのように皆さんのが気持ちをお持ちになったかなというのは興味あるところですので、本日はよろしくお願いいいたします。

司会者

どうもありがとうございます。続いて、長沼弁護士、お願いいいたします。

長沼弁護士

きょうは、お忙しいところお越しいただきましてありがとうございます。埼玉の川越市で弁護士をしております長沼と申します。私は、さいたま地方裁判所で裁判員裁判を今まで4件経験しておる次第であります。きょうは、弁護人のスタンスということから、いろいろとお伺いしたいというふうに考えている次第ですので、よろしくお願いいいたします。

司会者

どうもありがとうございます。続いて、佐々木裁判官からお願いいいたします。

佐々木裁判官

こんにちは。私は、さいたま地方裁判所第四刑事部で裁判長をしております佐々木と申します。本年になってから埼玉のほうに参りまして、こちらでの裁判員裁判

はこれから担当するということになります。ぜひ本日皆様からお伺いした意見を参考にしまして、これからに生かしていきたいと思います。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、中身に入っていきたいと思いますが、ただ皆さんのが事件を担当されたのが大分前の時期ということになりますので、まず最初に私のほうから皆さんのが担当された事件の内容、概略を確認させていただきたいというふうに思います。まず、2番さんの関係ですけれども、2番さんが担当された事件は平成23年、おととしの6月の事件でして、内容としては深夜帰宅途中の被害者を路上で被告人が襲いまして、わいせつな行為をしたと。その際、けがを負わせたという、そういう事件だったというふうに理解しておりますが、それでよろしいですか。

2番

さようございます。

司会者

それから、3番さんの事件ですけれども、当部の事件でもありましたが、平成23年、おととしの9月に審理された事件でして、内容としては深夜駅で見かけた被害者の跡をつけて、路上で襲い、わいせつな行為をした。その際にけがを負わせたという、そういう事件で合っていますか。

3番

はい。

司会者

今までの2番さんと3番さんの事件の関係では、被告人自身は犯罪事実の成立自体は争っていなくて、刑の重さ、量刑の部分が主な争点だったという事件でしたか。

3番

そうです。

2番

量刑というよりは、行為の結果、要するに押し倒したか、倒さないかという、それだけでした。量刑については、別に何も異議がなかったように思います。

司会者

細かいところでは、そういう争いがあって、最後は皆さんで議論して量刑の重さを決めたと、そういうことですね。

2番

はい、そうです。

司会者

最後に4番さんの関係ですけれども、4番さんが担当されたのは平成24年3月、去年の3月ですね。

4番

はい。

司会者

事案の内容としては、通行中の被害者を見て現金を無理矢理奪うとともに、強姦しようと考えて跡をつけて、被害者の家に被害者に続いて侵入してしまったと。それで、被害者を襲ったんだけれども、レイプ行為自体については未遂にとどまったという、そういう事件が2件と、さらに同じような事件を起こすためにカッターナイフを被告人が携帯していたという銃刀法違反、その事件が連続的に行われたという、そういう事件を担当されたということですね。

4番

そうです、はい。

司会者

4番さんの関係では、犯罪事実の内容について一部争いがあったという、そういうことでしたか。

4番

はい。

司会者

争いがあった内容としては、私が事前に確認した限りでは、被告人がレイプしようとして行った行為の内容そのものに争いがあったということと、あと被告人が自分の意思で自発的にレイプの犯行を中止したかどうかというところについて検察側と弁護側の言い分が対立していたという、そういう事件でしたか。

4番

そうです、はい。

司会者

事件の内容としては、このような感じだと思いますが、これから意見交換していくに当たって、お名前は結構なんですかけれども、大体自分が何十代ぐらいでというところは自己紹介していただければと思っております。また、最初に、いろいろ質問事項を事前にお送りさせていただきましたが、裁判員裁判全体について事件を担当した経験を踏まえて、全般的に今どういう感想を持っているかということを最初に順番におっしゃっていただければというふうに思っております。順番に2番さんからお願ひしてよろしいでしょうか。

2番

今74歳で、2年前に担当しましたから、当時72歳。何か最初に通知いただいたとき、70以上は無条件に断れるようなことが書いてあった。私は、逆にやりたくて、やりたくてしようがなかった。こういうところで申し上げるのは大変不遜かも知れませんが、もともと私ミステリーが好きでして、イギリスやアメリカの小説あるいは映画に陪審員制度が出てきて、裁判員制度ですが、その日本版だなと思って、これは一度経験してみたいと。それで、その3年前に通知が来たんで、本当に喜んで受けました。ただ、これまたちょっと失礼な言い方ですが、残念ながらもう少し凶悪な事件を期待していたんですが、そういう事件じゃなくて強制わいせつ致傷という非常に、中では軽い刑。それで、しかも犯人が、犯人というか、容疑者

がほとんど認めているということで、争点がほとんどなかったということで、若干拍子抜けの部分がありました。これ正直な話です。でも、本当に経験してよかったです。私は、裁判所というのは全然それまで縁がなかったもんですから。小学生のころに、一度学校の見学で連れていってもらいました、裁判。今では、そういうのをやっているかどうか知らん。それは、本当に生々しい事件を傍聴したんですけど。以上、私の大約でございます。

司会者

ありがとうございます。今でも中学生とかが団体で見学に来たりとかしている場合もあります。その場合は、傍聴が終わった後に質疑応答したりして、いろいろやりとりしています。ちなみに2番さんが経験された事件は、何日間ぐらいの日程の事件でしたか。

2番

3日半だったかな。

司会者

わかりました。どうもありがとうございます。続いて、3番さん、お願いいいたします。

3番

年齢は55です。私もやっぱり2番さんと同じように、通知が来たときは、複雑な思いだったんですけど、実際やってみて、本当にやってよかったなというのが率直な思いです。ただ、3日間やったんですけども、要するに最後の審理ですか、決定する、そのときに同じような事例を見せていただいて、それでやっぱりあれを見たときに、もちろん全く法律的なことはわからないですから、この自分の担当したその犯罪がどのくらいのものなのかな、刑がどのくらいになるのかというのは、全く想像がつかなかったことなんですね。やっぱりあれを見る前におのの個人的には、どのくらいの刑にしたほうがいいんではないかというやっぱり聞いてから、あれを見たほうがよかったんじゃないかなというのはある。ちょっとそれは思いま

した。それから同じような事例を見せてもらって、結局あれを見ることによって、このくらいなのかというのがやっぱり何かちょっと頭に入っちゃうんです。その前に、例えばきょう性犯罪のあれですけど、自分は息子なんんですけど、娘を持っていいる方と息子の、男の子を持っている方との多分意見が全然違うと思うんです。だから、本来の裁判員裁判の目的というのは、恐らく法律を勉強した方と、全く素人だけど、こういう意見なんだという、その差みたいなものを出し合うことがあるので、事例を見たときに、この事件はこのぐらいなんだというものが頭に入る前に意見を聞いてもらった方がよかつたかも知れないと思います。

司会者

量刑傾向ということで、過去の同じような事件で、どういう形のその量刑になっているかというのを参考として画面に表示した場面のことですよね。

3番

そうです。

司会者

そのときに先に第一印象みたいな形で出し合った後に資料見たほうがよかつたかなという思いがあるということですね。

3番

順番としては、そのほうがよかつたかなという感じはしました、後で。

司会者

わかりました。今の点、実は質問事項に盛り込まれている内容ですので、後でまたちょっと深くお話しさせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございます。じゃ、4番さん、お願いします。

4番

年齢は50代です。パート勤務をしています。この裁判員の通知が来たときに、えつ、私にもついに来ちゃったという感じで、書類を読んでいると、断る理由もないし、断ったら何か大変なことになりそうだしというのがありますと、とりあえず

書類全部書いて、返送して、とりあえず行っても選ばれないかもしれないというのがあったんです、はっきり言って。その中から、また抽選みたいな感じだと、いつの間にか何か選ばれちゃったわ、どうしましようという感じでした、最初は。私なんかでもできるのかなというのが正直ありました。あと、仕事とかも休むのに、この裁判員制度のあれもわかっていない人がいまして、休むのに、裁判員に選ばれたから休みくださいって言ったら、えっ、何か悪いことしたのって、まず第一声にそれ言われて、えっ、あれだけテレビで騒がれているのに、わかんない人がいるんだなと思って、とりあえず私のときの事件は3日間だったんですけど、3日間だけ休みくださいってとりあえず最初からお願ひして。

司会者

何とか御理解いただけたという、そういうことですか。

4番

ええ。ただ、知っている人は、えっ、じゃあ有給扱いだねとか、知らない人は、何、何か悪いことしたのという感じで、上司に見られたというがありました。

司会者

当初は、自分に務まるかどうか大変不安だったということでしたが、今振り返つてみて、きちんと意見を言えたなという、そういう思いですか。そこはいかがですか。

4番

そうですね。やっぱり、でも半分ぐらいかな、まだって、そのときは思いました。でも、終わってから、やっぱり何かもう一回チャンスがあったら、やってみてもいいかなというふうにはなってきました、大変ですけど。いい経験になりました。

司会者

後ほど、話しやすい雰囲気だったかとか、十分な議論ができたかとか、そういう質問事項がありますので、そこで我々サイドとして何か改善すべき点とか、こうしてもらえれば、意見言いやすかったなというところがあれば、またおっしゃってい

ただければというふうに思います。それでは、これから具体的な質問の内容に入っ
ていきたいと思います。あらかじめ質問事項をお送りさせていただいておりますの
で、それに沿った形で順番に御意見をお聞きしていただきたいと思います。今お手元に
お持ちでしたら、参考しながら見ていただければと思います。まず、1点目として、
公判審理の問題点ということで質問事項をあらかじめつくさせていただきました。
これは、裁判員裁判に参加していただいて、その裁判員の方々に評議において意見
をおっしゃっていただく前提として、公判審理の中身がわからなければ実質的な意
見を述べられないということになると思いますので、その意見を述べる前提として
法廷でのやりとりがわかりやすかったかどうかと、その問題についてお聞きしてい
きたいという、そういう質問事項になっております。まず最初に、検察官、弁護人
の法廷での説明などについてわかりにくく感じたような点があったかどうかとい
うところをお聞きしたいと思いますが、まず順を追ってお聞きしていただきたいと思
います。法廷に入りますと、最初に被告人が前に出まして、その名前の確認とか起訴
状を読み上げられて、間違いないかどうかとか、そういうことが確認されていたと
思います。その手続の後、証拠調べというふうに入っていくわけですが、証拠調べ
の一番最初の段階で、冒頭陳述というふうに我々呼んでいるんですが、最初に検察
官と弁護人のほうから事件の見立てについてのプレゼンテーションが行われたと思
います。その最初の検察官、弁護人の説明について、皆さんお聞きになって、わか
りやすかったのか、それとも、いや、ここはちょっとわかりにくかったなという感
想をお持ちなのか、その点をお聞きしたいと思います。順番にお聞きします。2番
さん、いかがですか。

2番

全然わからないことはありませんでした。事前に控え室なんかで、裁判官の方か
らの御説明があったこともあるんで、その事件、事件自体は非常にシンプルなあれ
だと私は感じましたんで、全然わからない点ありませんでした。

司会者

問題はなかったということですね。

2番

はい。

司会者

それで、最初のその冒頭陳述の前に評議室だと思うんですけれども、裁判官のほうからも若干説明があったということなんですか。

2番

というふうに記憶していますけど。こういう、これこれの事件ですよと。

司会者

心の準備的な最初の軽い説明があったんですね。

2番

はい。それがよかったです、いきなりじゃなくて。

司会者

最初に裁判員に選任されますよね。その後、そのままその流れで審理が始まるのか、それともその間に昼休みが入ったりとか、日にちが改まったりとか、その辺はいかがでしたか。ちょっと間はあいていましたか。

2番

何かちょっと間があいたというふうな記憶も。2年前ですから、確かじやないかもしません。

司会者

そのままその審理に流れ込んだという印象は残っていなくて。

2番

うん、そういう印象はいないです。

司会者

ちょっと間があって、その間に裁判官から、最初にそのつかみの説明があったので、それはよかったです、そういうことですか。

2番

ええ。自己紹介を含めてです。

司会者

わかりました。ありがとうございます。続いて、3番さん、いかがですか。

3番

私も2番さんと同じように、ここに選ばれて、そのまま行きますよね、選ばれた方。裁判官の方が、こういう事件ですってそこで初めて知って、それで自分の担当した事件の場合は、もう全面的に被告が認めていて、その金銭的な示談も成立していて、比較的わかりやすかったです。だから、この冒頭陳述の内容というのは難しいことはなかったです。

司会者

事件の内容的にもそんなに複雑な話じゃなかったという、そういうこともあるんですか。

3番

そうでしょうけど、比べようがないですから。

司会者

逆に、事件がシンプルなだけに、検察官、弁護人の説明が何でこんなに詳しいんだろうとか、そういうような違和感というのはありましたか、どうですか。特にないですか。

3番

素人の考え方からいいたら、もうかなり裁判になる時点で調べて、もう細かいところまで調べて、もうほぼ間違いないだろうという前提でやっているもんでしょうから、そういう意見、そういう思いで聞いちゃいけないんでしようけど、やっぱりわかりにくいということはなかったです。

司会者

わかりました。どうもありがとうございます。続いて、4番さんの事件は、若干

争われていた内容があった事件のようでしたけれども、最初の検察官、弁護人の説明内容はどうでしたか。

4番

最初、事件というか、裁判に入ったときに、何か本当はそういうことはしてはいけないんだろうけど、被告の子、えっ、かわいそうにという思いに最初なっちゃつたんですよ、みんな。結局は、その理由がわかってきたから、やっぱりそういうことはいけないみたいな感じになったんですけど、やっぱり素人があれしているんで、最初の説明がわかりやすくしてくれているんだけど、理解するまでちょっと時間がかかりました。

司会者

4番さんが担当された事件では、先ほど私が最初にまとめてみたようなところが争いがある点だということだったと思うんです。恐らく検察官なり弁護人の一番最初の説明で、この事件ではここが問題になりますということもあわせて説明があったと思うんですけども、それはすっと頭に入りましたか。

4番

はい。

司会者

被告人がかわいそうということになると、弁護側の説明もかなり上手で、心に訴えかけてくるようなものがあったんですか。

4番

そう。

司会者

わかりました。そうしましたら、続いて、段階を追ってお聞きしていきたいと思いますが、今のが証拠調べの最初の部分のプレゼンテーションです。その後、実際に証拠調べが始まっています。恐らく事件によって中身が違いがあるんですけども、証拠書類の読み上げがあるのと、あとは証人が出てきて、証人尋問の形で

目の前で話を聞くという、そういう組み合わせで証拠調べが行われたんだろうというふうに思います。まず、お聞きしたいのは、証拠書類の読み上げの関係で、何か聞いていてわかりづらいなというふうに思ったようなこととか、ちょっと頭に残りづらいなというふうに思ったようなことがあったかどうかという点です。2番さん、いかがですか。

2番

いや、余りその証拠調べについて、はっきりした記憶ないですから、別にそれで非常にいろいろ困ったとか、考えたとか、そういうことはなかったと思うんです。

司会者

量が多くて大変だなとか、そういう記憶も特にはないですか。

2番

それはありません。

司会者

ありがとうございます。続いて、3番さん、いかがですか。

3番

私の場合も、さっき言ったように、被告が全面的に認めてて、証拠もたしか被害者の方の、顔は隠してありましたけど、その傷とか、そういう写真だけだったと思うんです。だから、わかりにくいということは、もう全くなかったです。

司会者

証拠の量として、何か幾つも繰り返し出てきて、こんなに量があるのに意味があるんだろうかとか、そういう違和感は特になかったですか。

3番

量 자체もなかったような記憶もあるんです。ただ、その被害者の方の傷の写真が頭に残っただけで、あとは、そんなにはなかったと思うんです。ただ、駅から、こういうふうに跡をつけてとかの証拠はありましたけど。何しろ被告が認めているというのがやっぱり一番簡単だったと言ったらあれですけど、そんなにわかりにくい

ということは全くなかったです。

司会者

わかりました。どうもありがとうございます。同じ点、4番さん、いかがですか。

4番

やっぱり要するに、証人というか、被害者の方が来て証言するんですけど、やっぱり被告との意見の食い違いが結構多かったです。片方は、こういうふうにされたかもしれないとかになっちゃうんで、被告にしてみればしていないとか、そういう感じです。

司会者

今証人の話も入ってしまったんですけれども、被害者自身が証人として出てきたという、そういう事件だったわけですね。

4番

そうです、はい。

司会者

その証人が、直接話を法廷でしてくれて、それ自体はすごくわかりやすいという印象でしたか。

4番

そうです。涙ながらに訴えていたところ、すごい印象的でした。

司会者

被告人と被害者の言い分に食い違いがあって、その被害者自身が法廷で話をするということになると、どう食い違っているかとか、どっちが正しいのかという、そういうところも判断しやすいとか、そういうことはありますか。

4番

そうですね、やっぱり両方の話を聞いてみるというほうがわかりやすかったです。

司会者

例えば、それはいっても、それぞれ違う言い分を言うわけです。どっちが正しい

んだろうと思ったときに、ちょっと質問してみたいなとか、そういう気持ちにはなりましたか。

4番

それは、やっぱりみんな同じ、要するに休憩のときに、どういう質問をしようかという話とかになると、結局みんな同じようなこと、じゃ代表して聞いてという感じで、質問はしています。

司会者

その質問した内容は、その後の評議において結論決めるに当たって、材料としては役立ちはしました。

4番

そうです。役立ちはしました。

司会者

最初の質問に戻るんですけども、証拠書類の読み上げの関係で、何かちょっと苦痛だったなとか、いや、逆に特に問題ありませんでしたとか、そういう印象が残っていますか。

4番

苦痛というか、やっぱりもうそのものズバリ言葉が出てしまうところがちょっと何かきついかなという感じがしまして、卑わいな言葉と言ったら変ですけど、要するにそのものズバリ、えっ、ここまで言うのという感じでした。

司会者

今回性犯罪事件関係の経験者の方がお集まりいただいているので、こういった話題も出るのかなとは思っていたんですけども、今卑わいな内容が出ていた証拠書類というのは、例えば被害者の言い分が書いてあるような書面の読み上げとか、そういうことだったんですか。覚えていらっしゃいますか、その辺は。

4番

いえ、それは違いました、きっと。

司会者

何か違うものの中で、卑わいな内容が出ていると。

4番

ええ、そうですね、はい。

司会者

どうもありがとうございます。それで、証人とか被告人に対する質問のほうに話が進んでしまいましたので、その関係で2番さん、何か印象に残っていることはありますか。

2番

その控え室で裁判官の方ができるだけ質問してくださいという話だったんですが、5人の裁判員のうち、質問したのは私と女の方と2人だけで、私もいろいろ聞きたいためがあったんで、特に証人に対しては何か性依存治療プログラムをやり始めたといって、そんなのあるなんて知らなかつたし、アルコール依存のほうはよく聞きますけど、性依存治療プログラムなんて本当に効果あるのかなという物すごく違和感を感じました。

司会者

何かそれをやったことによって、被告人の今後の立ち直りというか、そういうところにプラスに働くんだということでしたか。

2番

証人は、そういうふうに言いました。私は、証人に対して、そういう事例たくさんあるんですかと、完全に、そういうことなくなったのですかと。それには、何か言葉を濁したような感じでした。

司会者

その点を補充で質問しなかった場合と比べれば、自分の中では疑問が一つ解消したという、そういうことになりますね。

2番

はい。

司会者

裁判官のほうから自由に質問してくださいという話があったようですが、どうすると質問はしやすい雰囲気だったというふうに受けとめてよろしいですか。

2番

そうです。

司会者

それでも聞かない人はいたけれども、それは仕方ないと。

2番

それは、もう向き不向きがありますから、しようがないですけども、女の方も非常に私なんかよりずっとシャープな質問をされたようです。

司会者

わかりました。3番さん、いかがですか。

3番

証人に関しては、たしか被告の母親だけだったと思うんです。それで、やっぱり母親の意見では、事件聞いたときは、もう青天のへきれきだったという話なんですが、あとは被告は、やっぱりもう反論とか、そういうんじゃなく、もう全面的に自分が悪かったというような、もう態度だったと思うんです。だから、本当に何か、2番さんじゃないんですけど、ちょっと拍子抜けみたいな、もっと争うのかなと思っていたんです。だから、もう自分の担当した事件に関しては、こんなものなのかなという感じでした。

司会者

ありがとうございます。1点確認なんですか、2番さんが担当された事件では証人は弁護側の証人が出てきたという、そういうことですか。

2番

そうでした。何か今のプログラムに携わる精神保健福祉士という資格があるよう

ですが、その方だけでした。被告の場合は、さっき申し上げたように、もう認めていますから、反省していますかと。ただ、再犯なんです。再犯ですから、反省の度合いをちょっと確かめたかったんで。それは、もう全然問題なく、うなだれておられたようです。

司会者

そうすると、弁護側の証人1人と被告人質問ということになりますので、順番としては弁護人から質問するという、そういう形だったと思うんですけれども、質問の仕方のそのスキルの関係で、何かわかりやすいように質問できていたかなとか、そういうところはいかがですか。

2番

難しい質問、あるいは答えにくいような質問はなかったと思います。

司会者

そうですか。わかりました。3番さんの関係も、出てきた証人は弁護側の証人ということですね、被告人のお母さんということです。

3番

そうです。

司会者

お聞きになっていて、質問者のスキルの関係で、問い合わせがうまくかみ合っていなかつたりとか、そういうような違和感のようなものを感じたようなことはありましたか。

3番

内容自体はわかりづらくはなかったです。ただ、もう母親が、ただ、もううちの息子がこんなことをするとは思わなかったというような内容だけでしたから。

司会者

特に問題になるようなことは記憶には残っていないということですか。

3番

そうです。

司会者

わかりました。最後に、4番さんの関係では、証人が被害者本人が2人出てきて、あと逆に弁護側の証人はいなかつたという、そういうことでしたか。

4番

はい。

司会者

そうすると、検察官側の聞き方のスキルの問題ということになるかもしれません。すけれども、被害者の証人尋問を聞いていて、どうも話の内容がわかりづらいなとか、そういうようなことはありましたか。

4番

なかつたです。

司会者

改善すべき点とかも特にはなかつたですか。

4番

はい。

司会者

わかりました。続いて、最後の意見ということで、証拠調べなどが一段落した一番最後に検察官、弁護人が最終プレゼンテーションということで、この事案、この今までの証拠調べの結果を踏まえると、こういうふうに見るべきであると。検察官としては、求刑として懲役何年とか、そういうことが相当であるという意見を述べたり、弁護人によっては、その弁護側の意見としては何年が相当であるという、そういうような意見を述べる機会があつたと思います。その点に関しても同じ質問をしたいと思うんですけども、何かわかりにくかつたなとか、そういうようなところ、問題点はありましたか。2番さん、どうですか。

2番

特にありません。いろいろ事前に、再犯ですから、前回のはこういう事件で、これこれの刑に服したということですから、それを踏まえて、またいろんなあれを検察官あるいは弁護士の方が述べられたんで、全然わからないことはありませんでした。

司会者

2番さんが担当された事件は、再犯事件で、なかなか執行猶予で社会にというのは難しい事案だったという、そういうことでしたよね。

2番

はい。

司会者

最終プレゼンテーションの関係でも、わかりにくかったとか、そういうところは特にはありませんでしたということですね。

2番

はい。

司会者

同じ点、3番さんはいかがですか。検察官、弁護人の最後のプレゼンテーションの関係で、何か改善すべき点があったかどうかというところですけれども、いかがでしょうか。

3番

そうですね、やっぱりそんなには、弁護士の方が初犯で、まだ若くて、示談が成立していて、この事件に関しては高額な示談金を考慮に入れてほしいと何かおっしゃっていたのかな。だから、多少はやっぱりそういうことを聞くと、被告、最初はもうただ単にこういうことをやつたのかって思っていて、だんだん、1日目、2日目、3日目で何となく被告の味方じゃないんですけど、やっぱり反省しているのかなという気持ちにやっぱりそういう結果的にはなりましたけど。

司会者

3番さんが担当された事件は、結論としても執行猶予になった事件でしたね。

3番

そうですね、はい。

司会者

弁護側としては、今3番さんがおっしゃっていただいたような事情を重視してもらって、ぜひ社会で立ち直る機会を与えてほしいという、そういう意見だったわけですよね。

3番

そうです。

司会者

それは、ポイントについて訴えかけているような印象でしたか。

3番

そうですね。これが、例えば2番さんの事件のように再犯だったら、やっぱり全然違っていたと思います。やっぱり初犯だったということがかなり考慮にはなっています。

司会者

弁護人さんとしても、その事案の内容に応じてポイントとなるところに特に力を注いだ説明になっていましたという、そういう受け止め方ですが。

3番

ええ。

司会者

わかりました。どうもありがとうございます。4番さんの関係では、何か事実関係に争いがあるような事件でもありましたけれども、最終的な検察官、弁護人の説明内容はどうでしたか。わかりにくいくらいなどはありましたか。

4番

いえ、だんだん理解ができるようになって、わかりやすいと言ったらどうなので

しょう。わかりやすいように説明というか、はしてくれたと思います。

司会者

わかりました。ここまでとところが、主に当事者サイド、検察官、弁護人の説明という関係ですので、きょう検察官、弁護士来られていますんで、それぞれ何か感想とか質問などがあれば、おっしゃっていただければと思うんですけども、千川検察官いかがですか。

千川検察官

2番さんと3番さんの事件では、争いがなかったんで、被害者は直接出てこなかったと思うんです。こういう事件の場合、わいせつ関係なんかで被害者が直接証人になるのもすごく気の毒ということがあるんですが、直接出なくとも判断に困るということは特になかったんですか。

2番

私の場合は、もう大体状況がわかりましたから、皆さんの説明で、検察官の。特に被害者に直接、凶悪事件ではなかったせいでしょうけども、困ることはありませんでした。

3番

それは、私も同じで、直接はなかったです。

千川検察官

逆に被害者が出られた場合に、4番さんのときに、この被害者には、ちょっとこういう質問は気の毒で聞きづらいんだとか、そういうことはありましたか。

4番

ありました。

千川検察官

具体的にどんなことでしたか。

4番

だから、具体的にというか、要するにスカートの下に手を入れて、指を入れたと

か、陰部を触ったとか、こういうのが結構出てきたんで、えっとか思いました。

千川検察官

そうすると、遠慮して質問しなかったというところまでは特になかったですか。

4番

はい。

司会者

以上でよろしいですか。長沼弁護士、いかがですか。

長沼弁護士

では、4番さんに質問させていただきます。先ほど理解するまで時間がかかったということをお話しされていましたけれども、4番さんの事件は被害者の方は2人の事件ということですけれども、その点で審理の中で被害対応が複数あって、整理がごちゃごちゃになっちゃったのかなというふうにちょっと推測ですけれども、思ってしまったんですけど、その点はどうだったんでしょうか。

4番

そうですね、同じような事件だったんで、最初は何かもうAさん、Bさんといつても、何か、えっ、どっちがAさん、どっちがBさんという感じでした。

長沼弁護士

その中で、検察サイド、弁護サイド、双方ができるだけわかりやすい審理を念頭に置いて弁護活動を、立証活動をしていたと思うんですけど、具体的に、こういった点がわかりやすかったというところについて御意見いただけたらと思いまして。

司会者

4番さん、大分前の事件ですので、もし記憶に残っている限りで、改善点として今後生かせるような話があればということで結構ですので、もしあればお願ひいたします。

4番

ちょっとごめんなさい。

司会者

今の点について 1 点、ちょっと追加で質問しますと、Aさん、Bさんがいて、ちょっと人が混乱したみたいな面もあったというお話でしたけれども、その点は、例えば検察官、弁護人の最初のプレゼンテーションの際に、恐らく紙か何か配られたと思うんですけども、それに混乱しないように、ちゃんと書いてあったりとか、そういうような工夫はされていませんでしたか。

4 番

どうだったでしょう。何かもらったような気がしないでもないんですけど、ちょっと記憶が定かではなくて。

司会者

わかりました。長沼弁護士、よろしいですか、この点は。

長沼弁護士

はい。

司会者

そうしましたら、続きの質問に進んでいきたいと思います。質問事項では、(2)として挙げさせていただきましたけれども、証人とか被告人に質問が十分できましたかという質問内容です。2番さんは、先ほど十分に聞けましたというお話をお聞きいたしましたが、何かつけ加えてありますか。

2 番

先ほど申し上げましたように、私、先に手を挙げて依存症治療プログラムについて、福祉士に質問しました。また被告人にも質問しました。

司会者

そうすると、証拠の出方としては、証人として出てきて、直接しゃべるという方法と、あとはその人が書面をしたためて、それが法廷に出てきて、読み上げられるという二パターンあるかなと思うんですけども、その福祉士さんの関係では、仮の話として書面が出てきて、読み上げられただけでは質問できませんという形であ

ったとすると、疑問が残ったかも知れません。

2番

はい。先ほど申し上げましたように、本当にそういうきれいにちゃんとそういうわいせつ行為をやらなくなつた事例がたくさんあるんですかと言つたら、それにはありますけども、まだまだそういうのは始まつたばかりなんで、事例はそんなにありませんという正直に答えていただきました。

司会者

3番さん、いかがですか。証人や被告人に対する質問が十分できたかということころで、率直な御意見をおっしゃっていただければと思います。

3番

私も1回たしか被告、直接聞いたんですけど、その事件の内容以外に何年か前に女性の方の携帯か何かを盗んだという話が出てきたんです。そうすると、やっぱりちょっと、女性に対して何かちょっと世間と違う性癖があるのかなというふうな感じはしました。

司会者

1問は質問ができて、それは自分の気になつていてそれをきちんと聞けましたと、そういうことですか。

3番

はい。

司会者

私が参加していたチームなんであれなんですけれども、裁判員側からちょっと質問しづらいなとか、そういう雰囲気は正直なところどうでしたか、ありましたか。

3番

しづらいということはなかつたです。ただ、するほどのことじゃない、事件じゃないと言うとちょっと語弊ありますけど、わかりにくいくらいのところはなかつたかなと、そういうところはなかつたです。

司会者

我々の工夫として、裁判官からの質問タイムの前に、必ず休憩時間をとって、どういうふうに聞けばうまく聞けるかとか、そういう打ち合わせをしてから臨んでいたと思うんです。その点はいかがですか。そのまま法廷でいきなり質問ありますかと聞かれるのと、そういう打ち合わせを経た上のいずれがやりやすいかというところなんですけれど。

3番

第1印象として、裁判官の方が気持ちを大分ほぐしてくれている。もう和気あいあいと言っちゃ変ですけど、自然な形でしゃべってくれて、そういう点では質問しやすい状態にはなったと思います。

司会者

わかりました。4番さんも、先ほど出ていたかもしれないですけれども、質問しやすさとか、そういうところはどうでしたか。証人、被告人に対する質問ですけれども。

4番

そうですね、裁判官の方とかみんな、こういうふうに聞いてもいいんじゃないのかと、こういうことがあれば、こういうふうに聞いてもいいよという感じで、それこそ結構和やかと言ってはおかしいんですけど、みんなでいろんな意見を出し合って、じゃこれを聞いてみよう、じゃあれを聞いてみようという感じで質問とかも結構できましたし、よかったです。

司会者

ありがとうございます。それから、今回お集まりいただきましたのは性犯罪事件関係を担当していただいた裁判員経験者の方々ということで、こういう質問をさせていただくんですけれども、性犯罪ですので、特に被害者の心の痛みが通常の事件よりも重いものがあるという、そういう事件になっているんです。法廷での証拠調べの中で、その被害者のプライバシーとか心の痛みについて考えると、検察官とか

弁護人の主張とか証拠の中身が生々し過ぎて、そこまで法廷で出す必要あるのかどうか疑問だなというふうに思われたことがあったかどうかというところですけれども、順番にお聞きします。2番さん、どうですか。

2番

先ほども申し上げましたように、非常にシンプルな事件で、押し倒して怪我をさせただけだというふうに。ですから、ただ怪我といつても、骨が、何か足の骨が折れたというんで、これは気の毒だなと思いましたけども、それで何か示談のようなものも恐らく成立していたような感じですので、それについて特別感じませんでした。

司会者

内容的にそこまで生々しい内容は含まれていなかつたということですか。

2番

さようござります。

司会者

ありがとうございます。3番さん、いかがですか、同じ内容ですけれども。

3番

私のときも生々しいとまではいかなかつたと思います、記憶では。だから、4番さんのさつきの意見を聞いて、やっぱり比べると、ずっとあれですね、生々しさというのはそれほど感じなかつたです。やっぱりわかりやすい最低限の内容だったと思います、記憶で。

司会者

ありがとうございました。4番さんの関係では、先ほどもおっしゃっていただきました。その関係なんですけれども、他方で被告人自身がそういった行為をやっていないというふうに言っていると、当然弁護人としてはそれを擁護する立場から争うことになりますので、結論決めるに当たっては、やはり被害者自身の話を聞かずには済ますということがなかなか難しい事案なのかなというふうにも聞いていて思つ

たんですけども、その点はいかがですか。

4番

本当に被害者の人、普通なら自分でも言いたくないようなことを言わなきやいけないというのが、聞いていて、同じ裁判員をやっていた人でも涙していました。

司会者

正直な感覚で結構なんすけれども、そういう細かいところについて突き詰める必要があるのかどうかという、そういう疑問は持たれましたか。

4番

やっぱり最初、えつ、そこまでというのはありました。でも、やっぱり犯罪をなくすためには、やっぱりそういうのもきっと聞き出さなきやいけないのかなっては思いました。

司会者

ちなみに被害者の証人尋問の際には、プライバシー保護の関係で何かつい立てを立てたりとか、そういうことはされていたんですが、その事件では。

4番

私たちのほうには全面的に向いていましたけど、被告人のほうには全然。要するに、いないときに出で行くというか、見えないようについて立てはしていました。

司会者

傍聴席からも見えない形になっていたということですね。

4番

そうですね、はい。

司会者

そうすると、4番さんとしても、被害者自身、非常に痛ましい思いをさせてしまったんだけれども、事件の結論を導くためにはやむを得なかつたという、そういう思いではいらっしゃるんですか。

4番

はい。そう思います、はい。

司会者

わかりました。ここまでとところが証拠調べ全般ということなんですけれども、その後の証拠調べの内容を踏まえて、検察官、弁護人の最終プレゼンテーション受けた後に、それから裁判体のチームとして評議に、話し合いに入っていくということになると思います。その段階で、公判審理を終えて、最終意見も聞いた上で、すぐに有罪、無罪とか量刑の意見が言えるような状態まで裁判員の方々が至っていたかどうかという、そういうところをお聞きしたいと思うんです。2番さん、いかがですか。

2番

争いの点ですか。

司会者

法廷での審理を見て、聞いて、そのまま自分として議論ができるような状態まで情報を得ることができたかどうかという、そういうところです。

2番

要するに、故意に押し倒したか、そうでないかということだけでしたから、争点は。これは、どっちともとれるし、量刑に対してそんなに影響を与えないんじやないかなという、押し倒したことについてだけは。わいせつについては、全然もう争点なかったですから。ですから、それについていろいろ考えたことはなかったです。

司会者

逆に言うと、その程度の感覚を持つだけの材料は、十分法廷でのやりとりを聞いていてわかりましたという、そういうことですね。

2番

ええ。

司会者

わかりました。故意かどうかは難しい問題だけれども、常識的に考えて、こうで

あるに違いないという結論決めるに当たって必要になる情報は十分法廷で得ることができたという、そういうことになりますか。

2番

ええ、それはそうです。

司会者

わかりました。どうもありがとうございます。3番さん、いかがですか。

3番

私の場合は、もう被告が駅でたしか自分の好みのタイプの人なので、跡をつけていって、もう認めていたと思います、たしか記憶では。だから、もう故意というのはもう明らかでした。だから、全くそういう点では疑問はなかったです。

司会者

3番さんが担当された事件では、専らその刑の重さの観点で、具体的には実刑にするのか、執行猶予にするんだと、そこが天王山だった事件だったと思うんですけども、それを決めるに当たって必要な情報というのは法廷でのやりとりで十分得ることはできましたか。

3番

そうですね。先ほど言ったように、情報としては、もう得られたんですけど、それがその法律を勉強していない私たちにとって、その刑がどのぐらいなのかというのが全く想像つかなかった。だから、ちょっとダブっちゃうんですけど、自分の娘だったら、それこそ極刑でも許せないって多分思ったと思います。それがやっぱり法律的にはそこまでの罪ではないという、さっき言ったように事例で見せられました。

司会者

刑の重さを決めるに当たって自分の生の感覚からすると非常に重くなるべきだという思いもあったという話がありましたけれども、評議の中では裁判官のほうから、量刑を決めるに当たって、どういうところに着目するんだとか、そういう説明もあ

りましたか。

3番

それはありました。要するに、被告が全面的に認めているのと、お金で示談が成立しているということです。ただ、その心情的に被害者は、やっぱり許せないというようなことは言っていました。

司会者

そういう思いから、先ほどのその量刑傾向のデータを見るタイミングについてちょっと意見があったと、そういうお話ですね。

3番

はい。

司会者

わかりました。4番さん、いかがですか。

4番

刑の重さを決めるというところで、先ほど2番さんがおっしゃったように、同じような犯罪のあれを見せられて、それは最初はすごい戸惑ったんです、みんなして。えつ、同じようなので、えつ、何でこんなに違うんだろうねとか、それで、そのうち同じような事件があって、それプラス私が担当したのは、銃刀法というのもあつたし、あと強盗というのもあったんです、お金も取ったし。だから、それで何年にするかというのがまた変わってきたというのがあります。

司会者

4番さんが担当された事件では、被告人自身がやった犯罪行為の細かいやり口、その部分にも争いがありましたし、またその強姦に至らなかったのは自分の意思でやめたんだという、そういう争いもあったと思うんです。その関係で、その話し合いについていけるだけの情報を法廷で得ることができたかどうか、その点はいかがですか。

4番

結構話はできたと思います。

司会者

4番さんにもう一点お聞きしたいことがあるんですけれども、自分の意思で犯罪を中止したという論点があったと思うんです。そういったところで何かわかりづらかったなとか思ったようなことはありますか。

4番

別になかったと思いますけど、ちょっと記憶が定かではないので、申しわけございません。

司会者

違和感があるとか、そういうことは特になですか。

4番

そうですね、それはないです。最初は、やっぱり何か違和感があったような気がしますけど、だんだん自分でもわかって、自分なりに理解できるようになってきたので。

司会者

わかりました。どうもありがとうございます。公判審理の関係ということで、当事者側、検察官、弁護士側で何か感想なり質問があれば、お願いしたいと思いますが、干川検察官、何かありますか。

干川検察官

特になないです。

司会者

長沼弁護士、いかがですか。

長沼弁護士

では、3番さんに質問させていただきたいと思います。評議の中で意見を出すに当たり、手を挙げる制度でなく、紙のほうが意見としては言いやすかったとか、そういうことの御感想はどうでしょうか。

司会者

その点どうですか。

3番

それは、紙のほうがいいと思います。それで、たしか匿名でみんな一斉に書いた記憶があるんですけど、やっぱり挙手より紙のほうがよかったです。

長沼弁護士

その最終的な結論ということで、皆さんの意見が集約されることになるかと思うんですけども、その点、どういうふうな意見でまとまるというふうな、ほかの人の顔色をうかがうことなく、自分の意見書けたというふうに、そういうふうに理解してよろしいですか。

3番

それは全く問題なく、自分の意見を書けたように記憶していますけど。

長沼弁護士

ありがとうございます。

司会者

よろしいですか。じゃ、続きまして、今までが公判審理ということで、法廷での審理のあり方についての質問内容でした。これからは評議室で裁判官、裁判員、補充裁判員含めて、裁判体で議論した評議のあり方についての問題点についてお聞きしたいと思っております。まず、雰囲気の点をお聞きしたいんですけども、直後に書いていただいているアンケートにも項目があったと思いますけれども、話しやすい雰囲気だったかどうか、また十分な議論ができたかどうか、その点は2番さん、いかがですか。

2番

非常に裁判長、気さくな方で、我々非常にリラックスしていろんな意見を述べましたけども、人によって口が重いのは個人差がありますから、しようがない。あと、量刑について、判例を見せていただいて、それで、それは参考になりました。

司会者

それと、2番さんが担当された事件でも票を入れるということで、無記名投票のような形で意見が出されたということになるんですか。

2番

そうですね、ええ。

司会者

量刑のことがあわせてお聞きしますけれども、裁判官からその過去の同種事案での量刑傾向について、恐らく検索システムで検索して、画面に表示される、そういう形ですか。

2番

そうですね、ええ、ええ。判例は、もうそういう形で十分理解できました。

司会者

そういう形で過去の事例が紹介されることに対して違和感とか、そういうことがありますか。

2番

いや、素人ですから、全然何にもなかつたら見当がつかないです。全くないのとあるんじや、やっぱりそういう具体的な量刑を自分で判断するというのは非常に困難だったと思います。

司会者

具体的な数字に当てはめる段階では、手がかりとしてそういう過去の傾向というのも参考程度にはやはり必要かなという、そういう御意見ですか。

2番

そういうふうに感じました。

司会者

量刑傾向を示す際に、裁判官側としては非常に気を使っていて、これに縛られる必要はないんだとか、あくまで参考ですとか、そういうことを恐らく私以外のチー

ムの裁判官も言っていると思うんですけど、その点いかがでしたか。

2番

おっしゃっていました。

司会者

実際、縛られなかつたということですね、それには。

2番

はい。

司会者

わかりました。ありがとうございます。続いて、3番さんですけれども、まず最初に話しやすい雰囲気だったか、十分な議論ができたかどうか、その点はどうですか。

3番

それは、2番さんと同じように話しやすいという点では、もう全く問題なかつたです。それで、十分な意見、そこそこはできたと思います。

司会者

やはり初日は緊張されていたと思うんですけども、3日目とかになってくると緊張もほぐれたという、そういう感じになりますか。

3番

そうですね、初日のもう午後あたりから、もう何かみんな、変な言い方ですけど、友達みたいな感覚になって、だから、かなり自分の意見は出せたと思います。

司会者

我々もそういった雰囲気づくりを心がけているんですけども、どの辺がよかつたとか、どの辺が悪かったとか、そういうことってありますか、雰囲気づくりに関してですけど。

3番

まず、裁判、イメージしていた裁判長さんの感じという、もう本当に、変な言い

方だけど、普通の人なんだという感覚でした、まず思ったことは。だから、やっぱり本当に食事中なんかも昼休みなんかも隣で世間話とかしていただいて、やっぱり恐らく気使ってそういうふうにしていただいたので、ああいうことは、だからいいことだと思います。そうすることによって自分の意見というのが、思っていることが言いやすくなつたと思います。

司会者

休み時間とかも裁判官が部屋にいると気が休まらないんじやないかという思いも一方であつたりするんですけども、そこはメリットのほうが大きいですか。

3番

やっぱりいてくれたほうが、自分としてはよかったです。親しみを余計感じて、自然の自分を出せました。

司会者

わかりました。ありがとうございます。2番さんも休み時間とか昼休みとかは、裁判官と雑談できるほうが場の雰囲気づくりとしてはいいんじやという、そういう御意見ですか。

2番

そうです。裁判自体以外の、いわゆる世間話も交えて、お互いに気持ちを通じ合えることができてよかったです。

司会者

わかりました。続いて、4番さん、いかがですか。まず、話しやすい雰囲気か、十分な議論ができたかという、その点いかがでしょうか。

4番

すごく和氣あいあいって言っていいのかどうか、何でも自分のこういうふうに質問したほうがいいとか、そういういろんなところでみんなといろんな意見が出し合えたと思います。

司会者

すると、雰囲気としても特に問題なく、話しやすかったと、そういうことですか。

4番

そうです。最初は、もうとにかく・・・。

司会者

最初は緊張されていましたよね。

4番

緊張していました、みんな。それで、女性の方の裁判官の方、もう全員一致で第一印象が怖いというイメージあったんです。それで、次の日に集まったときに、怖いよねと言ったら、やっぱりそう思ったとかって、全員がもう怖いというイメージが一致しちゃって、それで入ってきたら「おはようございます。」って明るく入ってきた。全然違うとかという、そんな感じで和氣あいあいと、「みんなね、感じ悪いって言っていたのよ。何だか取っつきにくいねって言っていたんですよ。」と言ったら、「えっ、そう。」とかって言って、「本当は楽しいのよ。よろしくね。」とかという感じで、ああやっぱりみんなを楽しませてというか、和やかにさせてくれたりして、裁判長の方もずっといてくださったので、お昼休みとか、いろんな話、要するに事件の話じゃない話とかできて、とても勉強になりました。

司会者

評議の際は、意見ある人どうですかという形で聞かれるのか、それとも端から順番に指されるのか、その点はどうなんですか。

4番

端から順番です。

司会者

なるほど。

2番

両方ありました。

司会者

両方ですか。

4番

と、あと両方。

司会者

2番さんは両方。3番さん、どうでしたか。

3番

たしか端、順番にだったと思います。

司会者

その辺も、我々司会するに当たってどっちが話しやすいのかなという迷うところもあるんですけれども、どうですか。

3番

やっぱりあれだと思います。順番にどうですかって聞かれたほうが、やっぱり性格もあるし、いろいろあるから、やっぱり振られれば結構言えると思うんです。それが、どうですか、だれかありますかって言われちゃうと、やっぱり手挙げる勇気というか、そこまで言いたいんだけど、どうしようかなってやっぱり。それは、やっぱり順番になんかに聞かれたほうが話しやすかったです。

司会者

例えば指されたら言おうかなと思っている程度の人もいるから、そういう人の意見を引き出すためには順番に指すのがいいんじゃないかと、そういうことですか。

3番

はい。

司会者

わかりました。それから、3番さんの関係で、量刑の資料を裁判官側から示される際の順番の点について最初に御意見がありましたよね。裁判官のほうから先に資料見ることについて、自分は後がいいという人はいませんかとか、そういう問い合わせはありませんでしたか。

3番

それはなかった記憶があります。やっぱり画面で同じような事例だと、こういう今までの大体こんな形になっていますというんで見せられると思います。

司会者

もし資料を示されるんであれば、そのタイミングについても意見を聞いてほしいという、そういうことになりますか。

3番

そうです。事件が事件だけに、本当にこれ、繰り返しになりますけど、男と女で多分違うと思うんです；女性に関する事件だから。だから、何とも言えないんですけど、やっぱり自分としては、最初に見せられるよりも、率直に自分の今の考えている量刑を先に無記名で書いたほうがいいかなとは思いました。

司会者

量刑資料を示される際に、裁判官側から、あくまで参考であって、全く同じ事案はないのであるから、参考にした上で、この傾向から外れることがあっても、それはそれで構わないんだと、そういう説明もあわせてありましたか。

3番

それはあったと思います。ただ、やっぱり人間だから、余り外れた意見じゃあれのかなって、やっぱりそういう考え方ちょっと頭によぎりました。恐らく最初に見せられなかったら、見当もつかないし、やっぱり個人差ですごい分かれると思うんです。ただ、被害者の立場からいいたら、ずっと入っていてもらいたいぐらいなあれだと思うんです。だから、何て言っていいのか、やっぱり今までの事例を見ると、どうしても頭にそれが、このぐらいなのかというのがやっぱり入っちゃうんだよね、固定観念で。

司会者

もしかすると、最初に資料を見ない形で最初の投票をやっていれば、もう少し違う数字を自分は言ったかもしれないなという、そういう思いが今若干残っていると

いう、そういうことですか。

3番

そうです。だから、例えば家で家族でテレビなんかで見ていて、今割と理不尽な殺人とかありますよね、多いですよね。もうこんなの死刑だとか、もう言うじやないですか、家の中では。だけども、そういうやっぱり法律の中でやっぱりやると、自分たちの素人の意見とは多分全然温度差があると思います、それは。だから、ある程度やっぱり見せてもらわないと見当がつかないところはあります。ただ、順番が逆なほうがいいんじゃないかというのを思いました。

司会者

その辺のニュアンスよくわかりましたので、今後評議の進め方、私が司会するときもありますので、参考にさせていただきたいと思います。そうすると、評議の関係は大体この程度とさせていただきたいと思いますが、評議ですので、当事者というよりは裁判官サイドから何か感想とか御質問があればというふうに思いますが、佐々木裁判官いかがですか。

佐々木裁判官

貴重な御意見ありがとうございました。評議で、基本的には裁判官の方も含めて裁判が進むにつれて話しやすい雰囲気はでき上がっていったというお話を伺ったんですけども、評議を実際に始まって話をされるときに、私もこれまでの経験とか、あと模擬裁判の経験なんかをしていて思うところなんですけども、もしかしたら意見を言いたいのかもしれないけれども、なかなかしゃべれない方にも、本当に言いたいときにはやっぱり言っていただくというようなところを見極めながら進めていくということをやっぱりよく考えないといけないなと思いました。私も前、模擬裁判のときですけれども、やっぱり余りしゃべらない方がいて、これについては御意見どうでしようかと言ったところに沈黙が流れてしまうと、こちらも、ついそれに耐え切れなくなって、こちらから話しながら進めてしまうようなところもあって、後で感想を聞くと、もう少し振ってくれれば話せましたというようなことを伺った

こともあります。それで細かい評議の中身ではないんですけど、例えば指名すれば何か答えが出てくるかもしれないけれども、場面によってはその都度指名はしなくても、自発的にどなたかからか御意見を出していただきたいというときに、答えが出るのを待つ、いわゆる沈黙の時間というのができるときがあります。そのあたりタイミングとして、例えばこのぐらいだったら待てるとか、このぐらいは置いていただいたほうが、言おうと思っていたのが、言い出せるとかというところで、皆様の感覚で、何か御意見があれば伺いたいなというふうに思いました。まず2番さんはどうでしょうか。

2番

そうですね、ほとんどしゃべらなかつた方についても雑談はよくしゃべられるんです。ですから、その辺はかなり難しいのかなと思いました。

佐々木裁判官

ありがとうございました。やはりその雑談の中なりでつかんでいる、その方の雰囲気なりというのにも、あわせてまたその事件なり評議ごとにそういう雰囲気をつくっていくことが大事ということでしょうか。

2番

そうです。

佐々木裁判官

ありがとうございました。3番さん、何か御意見ござりますでしょうか。

3番

先ほども言ったように、やっぱり自分としては順番に意見何かありますかというのが最良かなとやっぱり思います。なかなか自分からという言えない人もいらっしゃると思うんです。だから、それが一番最良じゃないかなと思います。

佐々木裁判官

ちなみに順番に聞く場合でも、右回し、左回しとか、適宜変えたりとかはされていたんですか。

3番

それはしなかったんですけど、それのほうがいいと思います。前の、例えば自分が言おうかと思っていた意見と同じような意見だと、やっぱりダブっちゃう場合がありますから、それはいいあれだと思います。

佐々木裁判官

ありがとうございました。4番さん、何かございますでしょうか。

4番

やっぱり私がしていた裁判のところも、1人ずつ順番に意見を述べて、一区切りすると、今度逆回りという感じでしました。実は、私もそのほうがいいんです。私もしゃべるの本当は好きじゃないんです。やっと最近こういうところに来てしゃべれるようになったかなという、もう今まででは何か言われても、いや、しゃべるの嫌。そのかわり、普通の話は幾らでもできるんですけど、人前でしゃべるというのが得意じゃなく、やっとここ何年かは少しづつなれてきました。

佐々木裁判官

ありがとうございました。それもいろいろな御経験の中ででしょうけど、この裁判員裁判に参加されたことも少しお役に立ったでしょうか。

4番

ええ、いい勉強に、いい経験させていただきました。ありがとうございます。

佐々木裁判官

ありがとうございました。それから、もう一点、やはり評議をするに当たっては、いろいろチームとしてみんなで決めていくというのが幾つかあると思いますので、多分全体のスケジュールの中で今はこのところを問題にしているとか、ここまでいく中の、ここにいるというようなところが多分皆さん共通認識を持つことが大事だと思うんですけども、そのあたりのところは特に問題なしに、やはり参加できただというような感じか、後になってちょっと戸惑うようなところとかなかったかというところを少し、もし何かあればお伺いしたいんですけども、3番さん、そのあ

たりいかがですか。

3番

私も全体の流れというのは、最初に何か表みたいのが配られて、もうそれは自分理解できて、今どの位置にいるというのをわかりやすかったです。

佐々木裁判官

ありがとうございました。2番さん、何かござりますか。

2番

整然とした流れだったと思います。非常にわかりやすかったです。戸惑ったことは全くありません。

司会者

ありがとうございます。続いて、最後になりますが、守秘義務の問題についてお聞きしたいと思います。守秘義務については、皆様が担当された事件でも裁判官のほうから説明があったと思います。具体的には、選任された直後の宣誓手続の際に、宣誓の直前に、皆さんが負担することになる義務の一つとして守秘義務というのがありますということで裁判長のほうから説明があったと思います。また、場合によっては、その後も必要に応じて補足説明等があったのかもしれませんけれども、その点も含めて御意見をお聞きしたいと思っております。まず、1点目ですけれども、これも正直な感覚で結構ですけれども、守秘義務があるということについて、今現在負担に感じるようなことがあるかどうかというところ、2番さん、いかがですか。

2番

いや、全くありません。極めて常識的なことだと思いますので、それについて悩んだことは全く今までありませんし、これからもないと思います。

司会者

わかりました。3番さん、いかがですか。

3番

私も2番さんと同じで、全く負担は感じていません。

司会者

わかりました。ありがとうございます。4番さん、いかがですか。

4番

申しわけございませんが、私も皆さんと一緒に意見でございます、2番、3番さんと。

司会者

わかりました。例えば身近な方から、裁判員やったんでしょうということで、いろいろ聞かれたりして、対応に御苦労されたりとか、そういうことはございませんか。皆さん、そういうこともないということですか。

2番

ないです。

司会者

わかりました。そもそも守秘義務がどういう範囲で守らなきやいけないのかというところについて、裁判官のほうから十分説明があったかどうかというところもお聞きして、もし問題があれば今後のやり方に生かしていこうと思っているんですけども、2番さん、いかがですか。

2番

非常に詳しく、わかりやすく御説明いただいたんで、それについて疑問を持つことはありませんでした。

司会者

3番さん、いかがですか。

3番

そうですね、私の場合、候補に上がりましたという通知が来たときに、やっぱり一通り読んで、そういう守秘義務があるってというのはもう理解していたから、それはなかったです。ただ、裁判官さんから聞かされたかどうかって、ちょっと記憶に

ないんですけど、もう頭では、だからその候補になった時点ではもう理解はしていました。

司会者

事前に送られてくる説明資料にも守秘義務の説明が書いてあって、それを十分読んでいたから、自分は理解していましたと、そういうことですか。

3番

そうです。

司会者

わかりました。

3番

私の場合も、もし来たらやってみたいという気持ちがあったから、あれは十分何回も読んでいました。

司会者

多分裁判官からの説明は、ちょっと印象に残らなかったという、そういうことですね。

3番

そう、ちょっと記憶がないんです。

司会者

わかりました。その点も今後生かしたいと思います。ありがとうございます。4番さん、いかがですか。

4番

私は、守秘義務の問題は、よくわかりやすく裁判長の方から聞いたのがすごいわかりやすかったです。あと、その前にやっぱり書類で来ていたのもずっと読んでいましたし。

司会者

十分内容としてはわかっていて、その限界とかも悩むようなことは特にはないで

すか。

4番

なかつたです。

司会者

わかりました。ありがとうございます。そうすると、全体として守秘義務の関係で、今その内容とか説明ぶりとか、そういう関係で問題に感じいらっしゃることがある方は特にいらっしゃらないということになりますか。皆さん、うなずいていらっしゃっているようですが、よろしいですか。

2番

はい。

司会者

そうしましたら、私たちのほうで準備させていただきました質問事項としては以上ということになりますが、逆にその他の点も含めて何かこれは聞いておきたいとか、そういうことがある方はいらっしゃいますか。

3番

結局裁判員制度の目的というか、裁判員がいるのといないので、判決がまるっきり変わっちゃったということは今まであるんですか。それが何か、確かに経験させてもらったことに対しては、もうすごくいい経験なんんですけど、そういう意味では意味があるのかなというのはちょっと感じました。

司会者

裁判員裁判が始まったことによる裁判制度全体に対する影響とか、そういう意義とか、そういう大きな話にもつながってくるわけです。本日我々から質問してばかりでしたので、非常に大きな問題提起がありましたので、ちょっとそれぞれお聞きしてみようかなと思いますけれども、干川検察官、その点、裁判員裁判の意義とか、そういうところ実際に担当されていて、どういうふうに思っていらっしゃいますか。

干川検察官

またそれは大きい話なんんですけど、意義となると。私は、もう十何年もやっているので、裁判員裁判の前の裁判ももちろんわかっているんですが、意義としては非常にわかりやすく、審理自体は短くなつて、すごい細かい、先ほど、結局量刑に影響しないんじゃないっておっしゃっていた、そういう本当に細かいところのこだわり、争いというのはもう排除して、量刑に関係ある事実についての争いにしようというふうにみんなが向くようになつたというのはすごく大きいことではないかなと思います。ちょっと抽象的な話ですけど、そんなとこです。

2番

あるデータでどつかで読んだんですが、平均的に裁判員裁判になって量刑が少し重くなったというのを何かで読んだ気がするんですけど、それはちゃんとしたデータじゃないかもしれませんけども、どつかの新聞か雑誌に裁判員のほうが従来の裁判官よりも若干重く判決を出すというようなことを読んだ記憶があります。

司会者

その点については、私から説明してもいいんですけど、どなたかいかがですか。
私からでいいですか。

佐々木裁判官

じゃ、先にちょっと補足して言うと、必ずしも量刑がすべて重い方向になったということではないと思います。ですからやはり裁判員として参加される方の皆様の多様な視点を反映した上で常識的な判断なり、あるいはこの事件についてのふさわしい刑を決めるということでのいろいろな意見というのが反映された中で、当然裁判官だけであっても、これまで別にこの事件だったら何年というふうにはぱっと決めているわけではありませんで、それはやはりいろいろなそのときどきのいろいろなものを反映した中で決めていっています。先ほど判決についてもどう変わったのかという話ですけども、審理のわかりやすさですとか、あるいは判決自体のわかりやすさというところもありますけども、内容面も含めて、やはり裁判員の皆さんに入っていただいたことでの変化というか、いい意味でいろいろな意見、視点等を取

り入れた上での、ある意味多様性を持つといいますか、この中の常識的な結論というものがでている中できつといろんな判決というのが出ていくことだと思いますし、当然これからもまた変わっていくものだというふうに思っています。

司会者

同じことになりますけれども、裁判員裁判が始まつて量刑の傾向について若干統計上動きがあったのは間違いないんです。それは、罪名によっては重い方向に行つたのもありますし、また軽い方向に広がつた罪名もあるんです。それは、まさに裁判員の方の一般生活を踏まえたような感覚に基づいた意見が反映されて、そういう変動があったということだと思いますので、私はその裁判員裁判のまさにこれが成果なんじやないかなというふうに受けとめているところです。長沼弁護士から何かありますか、最後に。

長沼弁護士

質問でもよろしいでしょうか。

司会者

どうぞ。

長沼弁護士

先ほどの守秘義務の問題点について、ではそれぞれの経験者の方に伺いたいと思います。弊害は特になかったというふうなお話でしたけれども有罪と無罪を争う事件、死刑か無期懲役かという争う事件、そうなつたと仮定して、判断が大きく議論される場面、その状況で裁判員としてなつたときに、例えば私としては無罪だと思っていたけれども、ほかの裁判員、裁判官との評議の結果有罪となつた。その場合、判決にはこの被告人は有罪だというふうに書かれる。その裁判体、裁判員として名前は連ねませんが、社会ではその被告人を有罪という判断をしたという判決ができる上ります。この点、埼玉弁護士会で、少数の意見になつてしまつた場合、判決の中に自分の意見、これが少数の意見だ、その理由を書いてほしいというふうに求めた場合に、書けるような制度にしていくべきではないかということを今意見表明し

ている次第です。そういうこれから裁判員裁判のあり方について、ぜひ、仮定の話ということで申しわけありませんけれども、その点御意見をいただけたらと思います。では、2番さんからぜひお伺いいたしたいと思います。

司会者

御自身が少数意見だったかどうかなどについては触れずにお答えください。

2番

今弁護士おっしゃった、その少数意見を明記することは非常に私は大切なことだと思います。何か私の今回の経験だと、平均化されたようなんですが、それだと本当に裁判員としての存在感が、もちろん守秘義務とは別に何かそういう形で残るというのは非常にこの制度をいい向上するにはよろしいんじゃないかなというふうに考えます。

3番

守秘義務ではないんですけど、今弁護士さんがおっしゃった少数意見を判決文に入れるという、実は私もこういう意見入れてほしいって言ったら入れていただいたんです。それはとてもよかったです。具体的にはいいですか。

司会者

3番さんがおっしゃったのは、その量刑を決めるに当たって、こういうところもポイントじゃないかというお話をされて、それが判決文に盛り込まれたと、そういうことです。

3番

そうですね、量刑のほうに、やっぱり被告にこういうことを思ってこれから生きてほしいというような内容のことをやっぱり入れていただいたんです。それは、すごくよかったです。

司会者

わかりました。最後に4番さん、どうですか。

4番

私もやっぱり多いほうばかりじゃなくて、少ないほうの意見について書くということはあってもいいと思います。

司会者

長沼弁護士、以上でよろしいですか。

長沼弁護士

ありがとうございました。

司会者

そうしましたら、そろそろお時間のほうが参りますので、きょうの意見交換会は以上とさせていただきたいと思います。普段我々も休み時間の雑談とかアンケートを通じてどういうところを改善したほうがいいかどうかとか、そういう話をお聞きする機会はあるにはあるんですけども、こういった形で経験者の方に来ていただいて、まとまって意見交換をさせていただく機会というのはそんなに多くないので、きょうお聞きした内容を今後の裁判員裁判をよりよくするために生かしていきたいというふうに思っております。本日は、長い間どうも御協力いただきましてありがとうございました。